

分煙のお知らせ

6月1日より実施

国が定める健康増進法により受動喫煙防止の観点から

所定場所以外は **すべて禁煙**

とさせていただきます。

(加熱式タバコ・電子タバコも含みます)

所定場所での喫煙をお願いします。



- ① 第2投票所売店側
- ② 第2投票所投票所側
- ③ 第4投票所横
- ④ 中休憩所前



何卒ご協力頂きますようお願い申し上げます。